

《 お知らせ 》

宮崎県小林成畜市場（成牛セリ市）事故補償制度の施行について

日頃より当市場をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、令和3年10月9日成牛セリ市より生産者・購買者の両方からの負担金で基金を造成し購買牛の事故補償に充てることで事故発生時の負担を求めることなく購買者へ対応し、より安心した出荷・購買を促すことで成畜市場の活性化を図る事を目的とするため、下記要領を定め事故補償制度を設けることとなりました。

今後とも当市場運営につきまして、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

成畜市場 事故補償制度 要領

（目的）

生産者・購買者の両方からの負担金で基金を造成し、購買牛の事故補償に充てることで事故発生時の生産者負担を求めることなく購買者へ対応する。この制度により安心した出荷・購買を促すことで成畜市場の活性化を図る。

1. 生産者・購買者の両方より事故補償負担金として牛1頭の売買につき各1,000円（当分の間は500円）を徴収する。乳子牛は対象外のため徴収しない。
2. 補償金額についてはセリ価格を基準に協議の上、相当額を購買者に支出する。
3. 事故補償の支出基準は以下のとおりとする。
 - （1）白血病（多発性腫瘍）・敗血症・全身性腫瘍・黄疸・水腫による枝肉全廃棄とする。またその他、購買者に過失のない事案とする。
 - （2）枝肉全廃棄については、屠畜場の廃棄証明書原本を提出し申請する。証明書には、白血病・敗血症・全身性腫瘍・黄疸・水腫のいずれかが必ず明記してあること。
 - （3）対象牛は、出荷者が転入から転出（出荷）まで60日以上が経過しているものとする。
 - （4）セリ日より20日以内に屠畜したものとする。
4. この要領に定めのない事項については、その都度成畜運営委員会を開催して決定する。

この要領は、令和3年10月9日より施行する。

宮崎県小林市南西方1112（小林地域家畜市場）
西諸県郡市家畜商組合
西諸県郡市畜産販売農業協同組合連合会
（公印省略）